（歳入代理店の設置）

第二十七条　日本銀行歳入代理店が第十条の規定により現金の払込みを受ける場合の特別手続第一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「受ける場合に限る」とあるのは、「受ける場合及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第十条の規定により払込みを受ける場合に限る」とする。

［見出しを削る。］

第二十七条の二　日本銀行歳入代理店が第十条の二の規定により現金の振込みを受ける場合の特別手続第一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「受ける場合に限る」とあるのは、「受ける場合及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第十条の二の規定により振込みを受ける場合に限る」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

（歳入代理店の設置）

第二十七条　日本銀行歳入代理店が第十条の規定により現金の振込みを受ける場合の特別手続第一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「受ける場合に限る」とあるのは、「受ける場合及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第十条の規定により振込みを受ける場合に限る」とする。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一～五の四十五　（略） 五の四十六　六―アミノ―九―［（三R）―一―（ブタ―二―イノイル）ピロリジン―三―イル］―七―（四―フエノキシフエニル）―七・九―ジヒドロ―八H―プリン―八―オン（別名チラブルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤 五の四十七～五の六十四　（略） 六～十一の十三　（略） 十一の十四　インスリン　リスプロ（遺伝子組換え）［インスリン　リスプロ後続一］及びその製剤 十一の十五～十一の三十三　（略） 十二～二十の四　（略） 二十の五　グルカゴン及びその製剤 二十の六　（略） 二十一～五十五の十五　（略） 五十五の十六　N―｛四―［（六・七―ジメトキシキノリン―四―イル）オキシ］フエニル｝―N―（四―フルオロフエニル）シクロプロパン―一・一―ジカルボキシアミド（別名カボザンチニブ）、その塩類及びそれらの製剤 五十五の十七～五十五の二十五　（略） 五十六～六十二の二十二　（略） 六十二の二十三　トラスツズマブ　デルクステカン及びその製剤 六十二の二十四～六十二の二十六　（略） 六十三～百三の三　（略） 百三の四　ブロルシズマブ及びその製剤 百三の五　（略） 百四～百十一の三　（略） 百十一の四　（三aR・四S・七R・七aS）―二―｛（一R・二R）―二―［四―（一・二―ベンズイソチアゾール―三―イル）ピペラジン―一―イルメチル］シクロヘキシルメチル｝ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―二H―イソインドール―一・三―ジオン（別名ルラシドン）、その塩類及びそれらの製剤 百十一の五～百十一の八　（略） 百十二～百二十四　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一～五の四十五　（略） （新設） 五の四十六～五の六十三　（略） 六～十一の十三　（略） （新設） 十一の十四～十一の三十二　（略） 十二～二十の四　（略） （新設） 二十の五　（略） 二十一～五十五の十五　（略） （新設） 五十五の十六～五十五の二十四　（略） 五十六～六十二の二十二　（略） （新設） 六十二の二十三～六十二の二十五　（略） 六十三～百三の三　（略） （新設） 百三の四　（略） 百四～百十一の三　（略） （新設） 百十一の四～百十一の七　（略） 百十二～百二十四　（略）